平成 27 年度事業計画

〇 情報提供の方策

- 1 必要に応じた地域協議会の開催(新規) 必要に応じて、市町村又は保健所単位レベルでの協議会を開催する。
- 2 広域病院等後発医薬品採用リストの内容更新(継続) 後発医薬品の採用リスト(25年度作成)について、協力病院からの情報提供を受けて現 状に合せた品目の見直しを行い、県のホームページを更新する。

〇 使用促進に係る環境整備

1 県後発医薬品安心使用促進協議会の開催(継続)

後発医薬品のさらなる安心使用の促進に向けた検討を行うため、年度1回程度協議会を 開催する。

なお、県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標(後発医薬品の数量シェア や普及啓発等の施策)の進捗管理等を含めた検討を行う。

2 後発医薬品モニター薬局等調査の実施(継続)

モニター薬局及び医薬品卸売販売業者に係る後発医薬品の調剤・取扱い等についての調査を継続実施する。なお、調査報告書を作成し、県ホームページに掲載する。

3 イベント等での啓発活動(継続)

薬と健康の週間のイベント「お薬相談・展示会」及び県民向け研修会等において、後発 医薬品に関する啓発活動を行う。

4 患者向け啓発用パンフレット等の作成・配布 (継続)

平成 26 年度に作成した、患者向け啓発用パンフレット「ジェネリック医薬品の話」の内容を修正し、県民への啓発に活用する。

また、さらなる普及啓発のため、ジェネリック医薬品希望シールを作成し、患者(県民) へ配布する。

5 市町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用、及び、診療所医師及び歯科医師、薬局 薬剤師の情報交流(新規)

必要に応じて地域協議会を開催する。